

『士』と『師』の漢字の使い分けの意味するところは？」へのコメント

当 HP の「『士』と『師』の漢字の使い分けの意味するところは？」の記事をお読みいただき、早速、コメントをいただきましたので、参考までに紹介します。

更に、いただきましたら、随時当ファイルを追加・更新します。

2006. 12. 13. 阿部幸泰

④ 「士」 = 専門者資格

「師」 = 占有専門者資格で、資格のない者はたづさえなく、資格のない者は行なえず、法的に罰せられる。

美容師は看護師同様に、人の皮膚など直接触ります。が、看護師は剃刀は使えなく、理容師は OK です。

③ 歴史的にみて、業務の熟練度を指しているのではないのでしょうか？

江戸時代においてかんざしなど飾り物を作るなりわいは「職」として、飾り師と呼ばれています。

現代において歴史の浅い職業では「士」を使っています。熟練を要しても、「自動車整備士」であるように。

「師」は熟練の深度。「士」は専門的にたづさわる者。と理解しています。

② 資格と関係あるかなとネットで見ましたが、以下のようにあるだけで、どうも関係なさそうですね。

◇ 資格制度は、安全や衛生の確保、取引の適正化等の行政目的の実現のために、国等が、一定の業務に従事する上で必要とされる専門的知識、経験、技能等に関する基準を満たしていると判定した者について、当該業務への従事、法令で定める管理監督者への就任又は一定の称号の使用を認めるものである。

◇ 資格は次の3種類に区分される。

1 「業務独占資格」 = その資格を有する者でなければ一定の業務活動に従事する

ことができないもの（例：弁護士等。）

2 「必置資格」＝上記1に該当する資格以外のもので、一定の事業場等において、その資格を有する者のうちから管理監督者を選任することが義務付けられているもの（例：衛生管理者等）

3 「名称独占等資格」＝上記1及び2に該当する資格以外のもので、その資格を有する者でなければ一定の名称（称号）を用いることができないもの又は単に専門的知識・技能を有する旨を公証するもの（例：栄養士等）

①実はこの問題、お世話になった国文学の教授が、私が「看護師」と書いたところを、ご丁寧に「看護士」とすべて書き直して研究計画書の推敲をしていただいたのを思い出しました。

「士」と「師」はどう違うのか、少し理解できた気がします。

「教師」は「師」でいいのでしょうかね～。改めて考えさせられました。

【 私のコメント 】

法的資格と関係あるかと思うと、名称独占等資格でも医師と弁護士のように両方使われている。

師匠というように、技の熟練度を要する職種で異なるのかなと思うと、教師のように、熟練度の結果が評価出来ないものでも師が使われている。

要は今の日本の職種の表記の区分けの根拠は曖昧なよう。

言葉とは思想を含むものだけに、整理されればいいのにと思います。